

令和8年度(令和7年分)収支内訳書(一般用)の書き方

西条市

○この説明書は、「収支内訳書(一般用)」の書き方について説明しています。

○収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。

・特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設けて記入してください。

・収支内訳書の太枠の箇所に該当する金額がある方は、必ず記入してください。

○帳簿・記帳書類の保存が義務付けられています(帳簿類は7年間、領収書等の書類は5年間)。

記載例(収支内訳書表面)

令和8年度(令和7年分)収支内訳書(一般用)				
住 所		西条市明屋敷164番地		
事 業 所 在 地		同 上		
業 種 名		〇〇業	屋号	西条〇〇
(自1月1日至12月31日)				
科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)	
収入金額	売上(収入)金額 ①	3,500,000	旅費交通費 ③	72,000
	家事消費 ②		通信費 ⑤	30,000
	その他の収入 ③	100,000	広告宣伝費 ⑦	25,000
	計(①+②+③) ④	3,600,000	接待交際費 ⑧	
売上原価	期首商品(製品) 棚卸高 ⑤		損害保険料 ⑨	10,000
	仕入金額 <small>(製品製造原価)</small> ⑥	2,200,000	修繕費 ⑩	
	小計(⑤+⑥) ⑦	2,200,000	消耗品費 ⑪	
	期末商品(製品) 棚卸高 ⑧		福利厚生費 ⑫	
	差引原価(⑦-⑧) ⑨	2,200,000	⑬	
	差引金額(④-⑨) ⑩	1,400,000	⑭	
経費	給料賃金 ⑪		⑮	
	外注工賃 ⑫		⑯	
	減価償却費 ⑬	547,000	⑰	
	貸倒金 ⑭		⑱	
	地代家賃 ⑮		⑲	
	利子割引料 ⑯		⑳	
	租税公課 ⑰	55,000	⑳	
	荷造運賃 ⑱		⑳	
	水道光熱費 ⑲	120,000	⑳	
○給料賃金の内訳				
		氏名(年齢)	従事月数	給料賃金等
		(歳)	月	円
		その他(人分)		
		計	延べ従事月数	⑪
○事業専従者の氏名等				
		氏名(年齢)	統柄	従事月数
		(歳)	月	
		その他	延べ従事月数	

○収入金額

売上(収入)金額 ①	7年中の売上(収入)金額を記入します。 なお、掛け売りや時貸しなどのように、まだ実際に代金を受け取っていない売上げでも7年中に売り上げたものは、すべて7年分の収入金額になります。
家事消費 ②	商品などを家事のために消費したり、贈与した場合に通常の販売価額を記入します。 ただし、販売価額のおおむね70%の金額と仕入金額のいづれか多い方の金額を記帳している場合は、その金額を収入金額とすることができます。
その他の収入 ③	空箱の売却代金やリバートなどの収入を記入します。

○売上原価

期首商品(製品)棚卸高 ⑤	7年1月1日現在の商品などの棚卸高を記入します。
期末商品(製品)棚卸高 ⑧	7年12月31日現在の商品などの棚卸高を記入します。
仕入金額 (製品製造原価) ⑥	7年中の商品などの仕入金額を記入します。なお7年中の掛け買いや時借りなどによる仕入れでまだ代金を支払っていないものも含まれます。

○必要経費

必要経費の計算上の注意 [家事上の費用について]

次のような場合は、必要経費に含まれません。

①衣料費や食費などの家事上の費用

②店舗兼住宅について支払った地代家賃や火災保険料、固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用

③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。

※上の②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

必要経費の各科目の具体例

科 目	具 体 例
給料賃金 ⑪	給料、賃金、退職金、食費や被服などの現物給与
外注工賃 ⑫	修理加工など外部に注文して支払った場合の加工賃など ※建築業などを営んでいる方の外注費も含まれます。
減価償却費 ⑬	取得価額が10万円以上の建物、機械、船舶、車両、器具備品などの償却費 ※開業費や試験研究費、開発費、共同的施設の負担金や建物を賃借するための権利金などの繰延資産の償却費も、収支内訳書裏面の「減価償却費の計算」欄で計算してください。
貸倒金 ⑭	売掛金、受取手形、貸付金などの貸倒損失
地代家賃 ⑮	店舗、工場、倉庫等の敷地の地代や店舗、工場、倉庫等を借りている場合の家賃など
利子割引料 ⑯	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租税公課 ⑰	①事業税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、登録免許税、印紙税などの税金 ②商工会議所、商工会、協同組合、同業者組合、商店会などの会費や組合費 ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、料料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
荷造運賃 ⑱	販売商品の包装材料費、荷作りのための賃金、運賃
水道光熱費 ⑲	水道料、電気料、ガス代、プロパンガスや灯油などの購入費
旅費交通費 ⑳	電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代
通信費 ㉑	電話料、切手代、電報料
広告宣伝費 ㉒	①新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告費用、チラシ、折り込み広告の費用 ②広告用名入りマッチ、カレンダー、手ぬぐいなどの費用 ③ショーウィンドーの陳列装飾のための費用
接待交際費 ㉓	①取引先などを接待する茶菓飲食代 ②取引先などを旅行、観劇などに招待する費用 ③取引先などに対する中元、歳暮の費用
損害保険料 ㉔	火災保険料、自動車の損害保険料等
修繕費 ㉕	店舗、自動車、機械、器具備品などの修理代 ※資産の価額を増したり、使用可能期間を延長したりするような支出は、資本的支出として減価償却資産の取得価額に含めることになります。
消耗品費 ㉖	①帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品購入費 ②使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品の購入費
福利厚生費 ㉗	①従業員の慰安、医療、衛生、保健などのために事業主が支出した費用 ②事業主が負担すべき従業員の健康保険、厚生年金、雇用保険などの保険料や掛金
雑費 ㉘	事業上の費用で他の経費に当てはまらない経費

[専従者控除について]

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、7年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の(1)と(2)のいづれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1)860,000円(その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500,000円)

(2)⑯の金額÷(事業専従者数+1)

記載例(収支内訳書裏面)

○売上(収入)金額の明細		
売上先名	所在地	売上(収入)金額
○○商店	西条市○○4-×	2,000,000円
○○商事	東京都○○5-△	1,500,000
上記以外の売上先の計		
	計	① 3,500,000

○仕入金額の明細		
仕入先名	所在地	仕入金額
○○○有	西条市○○○	2,200,000
上記以外の仕入先の計		
	計	⑥ 2,200,000

○減価償却費の計算 ※減価償却資産の名称等、取得年月、事業専用割合のみの記入でかまいません(計算は市でします)。前年以前に市で申告された減価償却資産については、市に記録が残っていますので記入不要です。

減価 償却資 産の 名 称 等 (継 延資 産を 含む)	面 積 は 量 又 は 数 量	取 得 年 月	① 取 得 価 額	② 償 却 の 基 礎 に な る 金 額	③ 償 却 方 法	④ 耐 用 年 数	⑤ 償 却 率	⑥ 本 年 中 の 特 別 償 却 費	⑦ 本 年 分 の 業 事 業 専 用 割 合	⑧ 本 年 分 の 必 要 經 費 算 入 額	⑨ 未 償 却 残 高 (期 末 残 高)	
								本年分の普通償却費 (④×⑤×⑥)	本年分の特別償却費 (④×⑤×⑦)	(特)		
自動車(小型)	1台	年月 R4.7	900,000円	900,000円	定額	4年	0.250	12月 12	225,000円	100%	225,000円	112,500円
木造建物(店舗)	50m ²	H22.1	10,000,000	10,000,000	定額	22	0.046	12 12 12 12 12 12	460,000	70	322,000	2,640,000
計								685,000	⑩	547,000		2,752,500

○地代家賃の内訳		
支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等 左の賃借料のうち 必要経費算入額
		権利金 賃借料

○利子割引料の内訳		
支払先の住所・氏名	期末現在の借入金等の金額	本年中の利子割引料 左のうち必要経費算入額
	円	円

○減価償却費の計算 ※減価償却資産の名称等、取得年月、事業専用割合のみの記入でかまいません(計算は市でします)。前年以前に市で申告された減価償却資産については、市に記録が残っていますので記入不要です。

	平成19年3月31日以前に取得した資産	平成19年4月1日以後に取得した資産
② 償却の基礎になる金額	「取得価額×90%」の金額 ただし、漁業権や特許権などの無形減価償却資産は、取得価額そのままの金額	「取得価額」そのままの金額
償却方法	旧定額法	定額法
	前年末までの減価償却費の累積額が償却可能限度額(取得価額の95%に相当する額)に達している場合は、その達成した年分の翌年以後5年間で1円まで均等償却します。	減価償却資産の取得価額から、各年分の減価償却費の累積額を控除した金額(未償却残高)が1円になるまで償却します。
④ 7年中の償却期間	資産を月の中途で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算します。	
⑤ 未償却残高(期末残高)	次の金額を記入します。 (1) 7年内に取得した資産は、②の金額から③の金額を差し引いた金額 (2) 6年以前に取得した資産は、6年末の未償却残高(「取得価額-6年末までの償却費の累積額」の金額)から③の金額を差し引いた金額	

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合「④償却率」欄に「1/3」と記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表

建物	器具・備品	償却率	
		H19.4.1 以後取得	H19.3.31 以前取得
木造・合成樹脂造	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付・冷藏機付 その他	0.042 0.046 0.050	0.042 0.046 0.050
木骨モルタル造	ラジオ、テレビジョンその他の音響機器 冷房用・暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他これらに類する電気・ガス機器 氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く) じゅうたん等の床用敷物 小売業用・接客業用 その他	0.046 0.050 0.053	0.046 0.050 0.052
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	室内装飾品用、事務机、事務椅子、キャビネット 主として金属製 その他	0.020 0.022 0.030 0.025 0.026	0.020 0.022 0.030 0.025 0.026
れんが造・石造・ブロック造	電子計算機 パソコンコンピューター(サーバー用を除く) その他 テレタイプライター、ファクシミリ	0.025 0.027	0.025 0.027
金属造	事務機器、通信機器 看板・広告器具 理容・美容機器	0.027 0.034 0.046 0.030 0.038 0.053 0.033 0.040 0.053	0.027 0.034 0.046 0.030 0.037 0.052 0.033 0.040 0.052
機械・装置	機械・装置	0.025 0.020 0.200 0.250	0.025 0.200 0.200 0.250
	設備の種類	細目	耐用年数
			H19.4.1 以後取得
			H19.3.31 以前取得
洗濯業・理容業又は浴場業用設備			13
運輸に附帯するサービス業用設備			10
			0.077
			0.076
			0.100
			0.100
	構造・用途	細目	耐用年数
一般用(特殊自動車・次の運送事業用等以外)	自動車(2輪・3輪自動車を除く) 小型車(総排気量が0.66リットル以下) 貨物自動車 ダンプ式 その他 その他	4 4 4 5 6	0.250 0.250 0.250 0.200 0.167
運送事業用	自動車(2輪・3輪自動車を含み、乗合自動車を除く) 小型車(貨物自動車は積載量が2トン以下、その他は総排気量が2リットル以下) 大型乗用車(総排気量が3リットル以上) その他		